

障がい福祉



ヘルパーステーション めぐみ



社会福祉法人 愛徳福祉会

大阪発達総合療育センター

<http://osaka-drc.jp>

介護福祉士やヘルパー等の資格を持つスタッフがご家庭を訪問し住み慣れたご住居で安心して生活できますようサポートいたします。

ご本人様の生活リズムを大切にご希望、ご相談にできる限りお応えできるよう努めます。常にご利用者様の立場に立ったサービス提供を目指しています。

06-7506-9223

受付時間：（月）～（金） 8：30～17：30
（土） 8：30～12：30

サービス内容

身体介護

ご自宅での入浴や排せつ、食事介助等、日常生活での必要な介護をおこないます。

家事援助

掃除や洗濯、調理等の日常生活での必要な援助を行います。

移動援助

社会参加や余暇活動のために外出する際、移動の介助や援助を行います。
（指定申請中）

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅介護や移動介護等の日常生活支援を総合的に行ないます。

（サービス利用時間）

支給決定された時間で当事業所と契約していただいた時間数。

（サービス利用者負担）

障がい福祉サービスの負担は、所得に応じての負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

※所得に応じた上限が設けられています。

○ ご利用いただける方

- ・ 障がい等のため日常生活を営むのに支障のある方。
- ・ 重度の肢体不自由者であって常時介護を要する方。（障がい支援区分4以上）
- ・ 外出の支援が必要と認められる方。

○ 医療的ケアについて

痰の吸引・経鼻経管栄養・胃瘻などの医療的ケアに対応します。

※主治医からの指示書が必要となります。

○ 障がい福祉サービス開始までの流れ

障がい福祉サービス受給者証の交付

お住まいの区役所にサービス利用の相談・申請を行います。市町村から現在の生活や障がいに関する審査を受けます。この調査結果をもとに市町村は審査・判定を行い、どのくらいサービスが必要かという障がい支援区分を決定します。障がい支援区分や介護する人の状況、申請者の希望もとにサービスの支給量が決まり通知されます。サービス利用者には「障がい福祉サービス受給者証」が交付されます。



「めぐみ」との契約

「障がい福祉サービス受給者証」交付後、当事業所までご連絡いただき、利用したい旨、利用希望日時をお伝えください。（※曜日や時間帯によってはお引き受けできないことがあります。）

日程調整後、当事業所へ来所いただくか、ご自宅へ訪問させていただき、利用手続き（ニーズや障がい内容等の聞き取り・重要事項の説明・契約の手続き等）を経て契約をいたします。

※契約時には受給者証が必要となりますので必ずご用意ください。



サービス開始

※詳しくはヘルパーステーション「めぐみ」までお問い合わせください。

営業日・営業時間・サービス提供エリア

【営業日】

月曜日～土曜日（ただし5/1・12/29～1/3を除く）

【定休日】

日曜日・祝日

【営業時間】

8:30～17:30（土曜日は12:30まで）

【通常サービス提供エリア】

東住吉区・住吉区・阿倍野区

アクセス



- JR 阪和線 鶴ヶ丘駅下車 東へ徒歩5分
- 地下鉄 御堂筋線 西田辺駅下車 南東へ徒歩15分

社会福祉法人 愛徳福祉会

大阪発達総合療育センター ヘルパーステーション めぐみ

〒546-0035 大阪市東住吉区山坂5丁目9番16号

TEL・FAX: 06-7506-9223